



由良町子育て応援給付金事業について



由良町では令和5年2月1日より、皆様が安心して出産・子育てができるよう妊娠期から出産・子育て期までの切れ目ない相談支援の充実と、応援給付金の支給を行っています。
本事業では、出生届出後に対象児1人あたり5万円（子育て応援給付金）を支給いたします。

○対象者：申請時点で由良町に住所を有し、出生届出をした養育者に対して、お子さん1人あたり5万円支給

○申請方法：出生届出後、アンケートを提出し、面談を受けた後、「子育て応援給付金支給申請（請求）書」を提出

※生後2か月頃に保健師が自宅を訪問して面談を行います。

（母が出生児の出生届を提出するために来庁した場合は、その際に面談を行う場合もあります。）

＜申請時に必要なもの＞

（1）本人確認書類（写真付きの場合1点、または写真なしの場合2点）※来庁時にコピーさせていただきます

（2）振込先金融機関の口座番号等の分かるもの（申請者の通帳の見開き面またはキャッシュカード）※来庁時にコピーさせていただきます

※面談を受ける養育者名義の通帳への振込みとなります。

面談を受ける方以外の口座への振り込みとなる場合、委任状の提出が必要です。

（3）※子育て応援給付金支給申請（請求）書（様式第2号）

（4）※出産後の方へのアンケート

※（3）、（4）については、訪問時持参します。

出産応援給付金（妊娠届出時）の申請時の口座と変更がなければ、（1）、（2）については省略できます。

○申請期限：原則生後4か月まで

○申請先：由良町役場 住民福祉課

お問い合わせ先
由良町役場 住民福祉課
TEL：0738-65-0201

